

## 高浜市特定公契約に係る労働環境の確認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高浜市公契約条例（令和5年高浜市条例第1号。以下「条例」という。）及び高浜市公契約条例施行規則（令和5年高浜市規則第19号。以下「規則」という。）に基づき、特定公契約に係る労働者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることの確認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象受注者 対象受注者等のうち、受注者をいう。

(2) 対象下請負者 対象受注者等のうち、下請負者をいう。

(3) 発注グループリーダー 特定公契約の発注を行ったグループのリーダーをいう。

(入札参加者等への周知)

第3条 市長等は、入札参加者等に対して条例、規則及びこの要綱が適用される旨を公告、指名通知等により周知するものとする。

(特定公契約に係る特約条項)

第4条 市長等は、特定公契約を締結するときは、工事の請負契約においては労働環境の確認に関する特約条項（工事）（様式第1）を、業務の委託契約においては労働環境の確認に関する特約条項（業務）（様式第2）を契約書に添付するものとする。

(労働環境確認報告書の提出)

第5条 対象受注者は、特定公契約の締結後、速やかに規則に規定する労働環境確認報告書（以下「報告書」という。）を発注グループリーダーに提出するものとする。

2 対象受注者は、前項の規定による報告内容に変更が生じたときは、報告書を修正し、速やかに発注グループリーダーに提出するものとする。

3 対象下請負者は、特定公契約に係る業務の委任又は請負契約の締結後、速やかに報告書を対象受注者に提出するものとする。

4 対象下請負者は、前項の規定による報告内容に変更が生じたときは、報告書を修正し、速やかに対象受注者に提出するものとする。

5 対象受注者は、前2項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該報告書を発注グループリーダーに提出するものとする。  
(報告書の保存及び閲覧)

第6条 発注グループリーダーは、前条の規定により報告書の提出を受けたときは、その内容を確認し、当該報告書を総務部財務グループリーダー(以下「財務グループリーダー」という。)に提出するものとする。この場合において、発注グループリーダーは、当該報告書の写しを契約書とともに保存しなければならない。

2 財務グループリーダーは、報告書を窓口にて閲覧に供するものとする。  
(労働者の申出)

第7条 対象労働者は、条例第11条に規定する申出を市長等に対して行うときは、規則に規定する賃金等に係る申出書を発注グループリーダー又は財務グループリーダーに提出するものとする。  
(調査)

第8条 発注グループリーダー及び財務グループリーダーは、報告書の内容に疑義がある場合又は前条の規定による申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、対象受注者等に対して聞取り等の調査を行うものとする。  
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。

## 様式第1（第4条関係）

### 労働環境の確認に関する特約条項（工事）

#### （総則）

第1条 この特約条項は、高浜市と受注者との契約に高浜市公契約条例（令和5年高浜市条例第1号）第9条に定める労働者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するための措置を適用するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体を成す。

#### （労働環境確認報告書の提出）

第2条 受注者は、本契約の履行に係る作業現場における自ら使用する労働者の労働環境についての労働環境確認報告書を、本契約の締結後、速やかに発注グループリーダーに提出しなければならない。

2 受注者は、本契約に係る工事の一部を下請負者に委任し、又は請け負わせるときは、委任又は請負に係る契約の締結後、速やかに当該下請負者に労働環境確認報告書の受注者への提出をさせなければならない。

3 受注者は、前項の規定により提出を受けた労働環境確認報告書を発注グループリーダーに提出しなければならない。

4 前2項の規定は、数次にわたり委任又は請負に係る契約を締結するときも同様とする。

## 様式第2（第4条関係）

### 労働環境の確認に関する特約条項（業務）

#### （総則）

第1条 この特約条項は、高浜市と受注者との契約に高浜市公契約条例（令和5年高浜市条例第1号）第9条に定める労働者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するための措置を適用するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体を成す。

#### （労働環境確認報告書の提出）

第2条 受注者は、本契約の履行に係る作業現場における自ら使用する労働者の労働環境について労働環境確認報告書を、本契約の締結後、速やかに発注グループリーダーに提出しなければならない。

2 受注者は、本契約に係る業務の一部を下請負者に委任し、又は請け負わせるときは、委任又は請負に係る契約の締結後、速やかに当該下請負者に労働環境確認報告書の受注者への提出をさせなければならない。

3 受注者は、前項の規定により提出を受けた労働環境確認報告書を発注グループリーダーに提出しなければならない。

4 前2項の規定は、数次にわたり委任又は請負に係る契約を締結するときも同様とする。